

第1章 医療法

4 - (4) 診療所病床設置届

(当面該当する見込みはないが、該当する事例が発生した場合は事前に医療政策課に協議すること。)

1 事 案	医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に療養病床又は一般病床(居宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等)を設置したとき。本届出を行う場合は医療審議会の議を経ること。 新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第1項に規定する特定都道府県の区域内に診療所を開設した者が、同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき。
2 根拠法令	法7条3項、令3条の3、則1条の14第7項1号、2号、5号
3 提出宛名	県知事(保健所長受理)
4 提出部数	2部
5 添付書類	(第1号、第2号の場合)知事が認めた旨の通知の写し、その他内容が確認できる書類
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 報告(台帳記入)
7 審査要領	<p>(1)届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2)病床種別毎の病室数・病床数と整合性が取れている。</p> <p>(3)個別の審査基準は下記のとおり</p> <p>1号関係 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として医療審議会の意見を聴いて知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとするときに該当するか。</p> <p>2号関係 へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として、医療審議会の意見を聴いて知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとするときに該当するか。</p> <p>5号関係 新型インフルエンザ対策特別措置法第38条第1項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするときに該当するか。</p>
8 備考	

(様式4-(4))

診療所病床設置届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり診療所病床(一般病床)を設置したので、医療法施行令第3条の3及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号、第2号及び第5号までの規定に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 開設の場所

3 診療科目

4 設置年月日 年 月 日

5 医療法施行規則第1条第7項第1号、第2号及び第5号の該当規定毎の病床数及び各病室の病床数

病室番号	定員	面積 [m ²]		該当規定
		室面積	1床あたり	